

教職員人事異動

(4月1日付け)

学校名	出			入		
	職名	氏名	年齢	職名	氏名	年齢
黒鳥小学校	教頭	小林典樹	58	教頭	有坂英一	57
	教諭	山口春治	56	教諭	猪股英次	57
	〃	堀京子	57	〃	伊藤圭子	29
	〃	戸川昭裕	28	〃	本多剛	26
木場小学校	校長	川崎喜市	56	校長	佐藤直巳	57
	教諭	佐藤真由美	28	教諭	西山啓子	26
	〃	大橋正義	51	〃	本庄智美	22
	〃	星真理子	27	〃	〃	〃
山田小学校	校長	田原正吉	60	校長	溝間俊一	56
	教諭	加藤幸江	45	教諭	佐藤理美子	28
	〃	南雲正紀	29	〃	狩谷善司	40
	〃	高岡一美	25	〃	渡辺千恵	32
大野小学校	教諭	白倉辰男	50	教諭	鈴木里子	23
	〃	中村百代	45	〃	内藤裕子	49
	〃	五十嵐幹郎	35	〃	鶴巻利幸	36
	〃	吉田弘美	25	〃	小林のり子	38
	〃	田辺澄江	25	〃	畠山典子	29
	講師	坂井豊久	24	〃	〃	〃
	教諭	樋口滋	45	〃	〃	〃
	養教	市嶋昌子	35	養教	小柴せつ	26
板井小学校	教諭	山田康子	31	教諭	後田清美	28
	〃	山口和孝	28	〃	毛利祐子	29
立仏小学校	主事	桑原一	30	主事	高橋文江	28
	教頭	大平寅雄	52	教頭	島田貢	51
黒崎中学校	校長	風間弘文	55	校長	関弘二郎	58
	教諭	梅山泰男	60	教諭	白崎惣一郎	56
	〃	松瀬義元	50	〃	小林隆二	55
	〃	中村都	46	〃	長谷川貞	38
	〃	橘多恵	40	〃	海藤泰治	54
	〃	青木素子	34	〃	箕輪雅史	24
	〃	本間満	34	〃	桑原秀敏	25
	〃	林節子	26	〃	小林敏彦	25
	〃	坂田とも子	31	〃	富岡専称	35
	〃	滝上哲也	27	〃	明間スミ子	40
	〃	野口純夫	30	〃	浅野憲朗	28
	主事	山崎文子	29	主事	後藤女美	26

○は女性

町職員人事異動(4月1日付け)

課長クラス ▼建設課長・高橋石男(商工振興課長) ▼商工振興課長・丸山昌介(昇任/住民福祉課係長) ▼会計課長心得・渡辺渡(昇任/建設課管理係長) ▼ガス水道局管理課長心得・和田喜一(昇任/総務課人事係長) ▼消防署長心得・大矢富雄(昇任/消防署次長) 係長クラス ▼総務課人事係長・外川利男(税務課徴収係長) ▼税務課徴収係長・内山助男(企画開発課係長) ▼建設課管理係長・樋渡弘(農政課農振係長) ▼農政課農振係長・樋渡弘(教育委員会庶務課係長) ▼建設課管理係長・近藤正次(昇任/総務課) ▼住民福祉課住民係長・青木正夫(昇任/住民福祉課) ▼企画開発課広報統計係長・逢坂信行(昇任/農政課) ▼教育委員会図書係長・小林三郎(昇任/ガス水道局) 主事クラス ▼税務課・深沢紀代(消防署) ▼住民福祉課・松井光子(保健衛生課) ▼長谷川香代子(保健衛生課) ▼金田幸子(保健衛生課) ▼教育委員会・那須野光子(住民福祉課) ▼本間一子(会計課) ▼総務課・大谷善秋(農政課) ▼ガス水道局・太田恭(教育委員会) ▼大谷典子(教育委員会) ▼農政課・山際結城(税務課) ▼保健衛生課・本間照子(住民福祉課) ▼高橋富喜子(税務課) ▼柄沢和子(ガス水道局) ▼会計課・上野敦子(教育委員会) ▼保育所(保母) ▼立仏保育所・坂井美木子(大野) ▼東条憲恵(木場) ▼善久保育所・堀内澄江(大野) ▼豊田和子(木場) ▼鷲尾豊子(立仏) ▼寺地保育所・笹川タカ子(板井) ▼渡辺郁子(山田) ▼大野保育所・加藤庄子(善久) ▼大滝香(立仏) ▼木場保育所・早川祐見子(善久) ▼伊藤直子(寺地) ▼板井保育所・江端トシ(寺地) (調理員) ▼板井保育所・大橋澄江(立仏) ▼立仏保育所・鷲尾キヨ子(板井) ▼給食センター・高橋忍(寺地) ▼寺地保育所・高橋ミサヲ(給食センター) ※()内は前職 新採用 ▼税務課・遠山賢 ▼農政課・山際謙二 ▼建設課・高橋芳廣 退職(3月31日付け) ◎吉井平作(建設課長) ◎小黒ヤエ子(保健衛生課)

保険税を納めないこと…大変

保険税は国民健康保険制度を運営するための重要な財源です。保険税を納めないでそのままにしておくことはできません。国保法が改められ、保険税を納めない世帯には次のような制裁をとることができるようになりました。

1、保険証に代えて 資格証明書を交付

災害など政令で定められた特別の事情がないのに保険税を滞納すると、保険証に代えて「資格証明書」を交付します。そして、資格証明書で診療を受けることになります。

- 特別な事情とは
- ① 世帯主がその財産につき災害または盗難にかかったこと。
 - ② 世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと。
 - ③ 世帯主がその事業を廃止し、または休止したこと。
 - ④ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
 - ⑤ ①～④までに類する事由があること。

2、お年寄りなどの場合は

70歳以上(寝たきりの人は65歳)のいわゆる老人保健制度で医療を受けている人、または厚生省令で定められている医療を受けている人には、別の保険証を発行することになりますので、「資格証明書」とは関係なく、これで診療を受けていただくこととなります。

3、医療費はあとで払い戻し

資格証明書で診療を受けたときは、医療機関の窓口で一時全額を支払ってもらい、あとで国保から7割相当額の払い戻しを受けることとなります。

4、給付の差し止め

政令で定められた特別の事情がないのに、保険税を滞納すると国保で行っている診療費、高額療養費、助産費などの全部または一部を差し止められることとなります。



重度心身障害者医療費助成制度

4月1日から変わります

重度心身障害者医療費助成 制度が4月1日から次のよう に変わります。

- ① 受給資格者 次のいずれかに該当する人。
 - 一、療育手帳「A」所持者(療育手帳とは精神薄弱者に対する交付される手帳)
 - 二、身体障害者手帳1級または2級所持者
 - 三、遷延性意識障害の方で町長が認めた人
- ② 助成額 医療費の自己負担額から次の額を控除した額を助成します。
- ③ 外来の場合: 医療機関科
- ④ 入院の場合: 一日400円

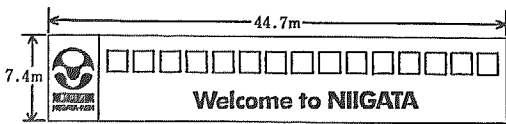
新たに助成対象者となる人は受給資格認定申請の手続きをして下さい(現在受給者証の交付を受けている人は申請の必要はありません) おいでのなる際は、みとめ印、療育手帳または身体障害者手帳、障害者本人が加入している保険証をお持ち下さい。 ※現在発行されている受給者証の有効期限が6月30日となっているものが、手続きなしで8月31日まで有効となります。

「観光にいがた」の標語募集

県では県外から車で訪れる観光客に「観光にいがた」をアピールし、さらに交通安全を呼びかけるため、県境の湯沢町に下のような大型看板を設置しますが、その標語を広く県民のみなさんから募集しています。

※文字数は15字以内、未発表のものに限る。

※応募要領 官製はがきに標語と住所・氏名・年令・性別・職業・電話番号を記入し、新潟市新光町4番地1 新潟県商工労働部観光課までお送り下さい。(はがき1枚につき1点とします) ※締切 昭和62年4月28日(当日消印有効)



被保険者 資格証明書

4、給付の差し止め

保険税はみんなが安心して治療を受けるための大切な財源です。納期内に保険税を納めることは被保険者の義務であり、健康な暮らしを守る第一歩です。

お問い合わせ…役場保健衛生課